

新型コロナ感染症に係る持続化給付金の内容について

前略 4月20日に閣議決定されました、政府の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に掲載されております「持続化給付金」(以下給付金)について、経済産業省より給付金手続等の説明資料や動画が公表されておりますので下記により情報提供させていただきます。

当給付金は、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者を対象として事業継続を支えるための給付制度となっており、オンライン申請(パソコン、スマートフォン)が基本となりますので、該当される事業者様は是非、ご活用ください。

【添付書類等】

1.手続きの概要

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

2.youtube(動画)による案内(注:音楽が流れます)

<https://youtu.be/AlIkUy3FAnU>

3.手続きの詳細資料(申請要領)

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_chusho.pdf

4.経済産業省HP(持続化給付金の箇所)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#90>

【参考】

中小企業庁HP(新型コロナウイルス感染症対策)

<https://www.chusho.meti.go.jp/>